

企業とイノベーションとくらしをつなげる展示会

第4回

たま未来 産業フェア

出展募集要項

ビジネスチャンス

効果を感じた企業

97.0%

日時

2027年 1/22金・1/23土

会場

東京たま未来メッセ (JR八王子駅徒歩5分
京王八王子駅徒歩2分)

出展
無料

出展規模170社

多様な交流を通じて
イノベーション創出を目指す出展者を募集!

申込期間

9/10木 17:00まで

お申し込みは
公式ホームページから

たまフェア

検索



オンライン説明会実施

詳しくは7ページをご覧ください >>>

たま未来・産業フェアとは

「たま未来・産業フェア」は、製品展示や商談、来場者との交流を通じて、ビジネスチャンスを提供するとともに、新たなビジネスに向けたヒントの獲得やイノベーション創出を促していくことを目的としています。

開催概要

開催期間

2027年 1月22日(金) 10:00 ~ 17:00
1月23日(土) 10:00 ~ 16:00

開催場所

東京たま未来メッセ (東京都立多摩産業交流センター)

所在地：東京都八王子市明神町3丁目19-2

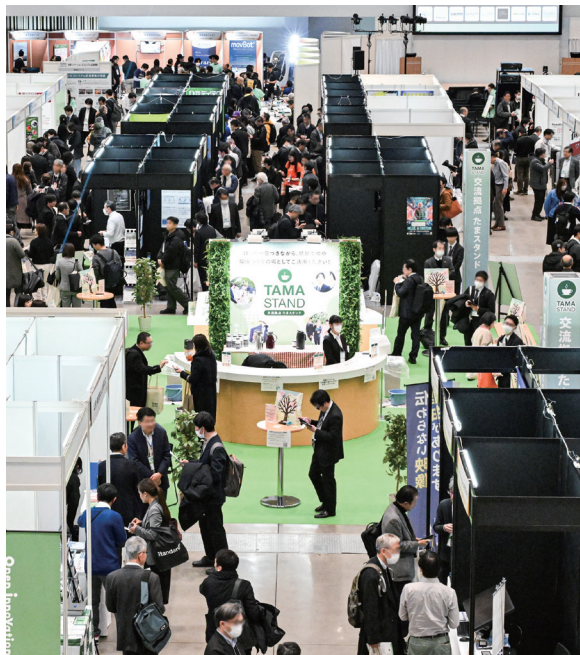
アクセス：JR八王子駅徒歩5分、京王八王子駅徒歩2分

出展料

無料

本展示会の特徴

- ① この展示会は「交流」のチャンス!
- ② 多様な分野の出展者や金曜・土曜の異なる来場者から様々な視点での自社の発展のヒントを得られる!
- ③ 来場者や他出展者との交流を通じ、自社で抱えている課題の解決や製品・サービスのブラッシュアップに活用できます!



過去出展企業の声からわかる参加のメリット!

株式会社サプル

展示会での出会いが多摩のものづくりをつなぐ



たま未来・産業フェアへの出展を通じ、人手不足に悩む企業から自社の開発技術が強く求められていると価値を再発見しました。商談からの具体的な案件獲得や出展者同士の横の繋がり、地域における企業認知度の向上など多面的な成果を得ることができました。

株式会社シグナイト

地域のつながり強化と手厚いサポートが成長に貢献



出展により地域へ自社を広くPRできるほか、手厚い事務局サポートを通じて効果的な展示会運営のノウハウを習得できました。また、toC向けの製品やサービスを扱っていても、来場者との対話から新たな着眼点を得て事業にいかすことができる展示会だと感じました。

株式会社狭山金型製作所

ものづくり企業のネットワーク拡大につながる展示会



自社の技術との相乗効果が期待できる新たなパートナーとの出会いを期待して出展したところ、展示会では、来場者だけでなく出展者同士の挨拶や交流がしやすい環境が整っていました。自社にない強みを持つ企業とのつながりが生まれ、工場見学や情報交換など、その後の連携にも発展しています。

インタビューの詳細は、公式ホームページをご覧ください

出展メリット

多摩地域で最大級の中小企業の展示会

前回来場者数 **8,013** 名 (2日間のべ数)



高いイノベーション意欲を持つ参加者が多数

(前回開催報告書より)

イノベーション創出に
効果があったと回答した出展者

96.5%

ビジネスチャンスの
効果・成果があったと回答した出展者

97.0%

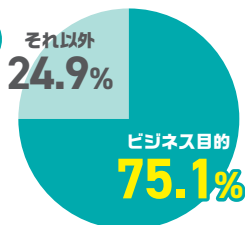
金曜・土曜 2日間の開催により幅広くPR可能

(前回開催報告書より)

本イベントにはビジネスを目的に来場されましたか?

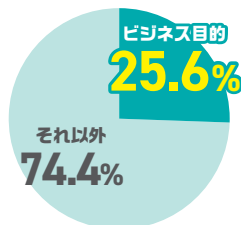
金曜の来場者

ビジネス目的での来場
が多数。来場者は大企
業からスタートアップ企
業、行政機関、金融機関
など多岐に亘る。



土曜の来場者

ファミリー世帯や学生な
どの一般層が多数来場。
地域社会への認知拡大
や消費者の意見を商品開
発に取り入れるチャンス。



ブース訪問者数
平均約 **107** 社

手厚い出展者サポート

出展者の方向けに会期前から会期後まで様々なサポートを用意しています。

会期前

事務局による広報支援

営業活動サポートのため、メール用テンプレートやSNSテンプレート、ロゴバナーなどを提供

出展者説明会と交流会

事務局やオープンイノベーションに関する専門家のセミナー、出展ブース見学会、出展者同士の交流会を実施

出展者・来場者の事前マッチング

専用のマッチングツールを活用し、出展者・来場者の会期前からのマッチングを後押し

オンライン個別相談会

展示会出展に関する出展者の悩み解消やレベルアップのため、オンライン個別相談を実施(申込上限数あり)

NEW

区部イノベーション拠点での ピッチイベントの開催【12月ごろ】

出展者(希望制・審査有)に、イノベーション拠点でのピッチイベントを提供。また、出展者には、イノベーション拠点での会員制イベント等への参加枠を提供

NEW

動画制作チャレンジ

出展者(希望制・審査有)に、SNSを活用した製品販売ショート動画の制作をサポート。制作した動画は、展示会で発表

会期中

ブース設営相談デスク設置

ブース設営段階で、追加備品、装飾等の相談に対応する窓口を設置
※1/21(木)設営時のみ

特別商談会

商談サポーターが、バイヤーや他の出展者との商談設計をサポート。会期前から当日の商談実施までをフォロー

マッチングコンシェルジュのサポート

マッチングコンシェルジュが、会期当日、バイヤーを適切なブースにご案内。思いがけない新たなマッチングを提供

出展者交流会

22日(金)の展示会終了後、出展者同士の交流会を開催

会期後

振り返り報告会・交流会

本展示会での気づきを出展者同士が共有するとともに、出展者同士のネットワークの維持・拡大を後押し

出展者フォローアップ講座

専門家が、次のアクションや以降の出展をより良い内容にするための準備をサポート

NEW

出展者同士の企業訪問

オープンイノベーションが盛んな出展者やDXが進んでいる出展者等に、他の出展者が訪問。出展者同士で強みを学びあい、更なる成長を支援

動画公開

セミナーは、オンラインでも配信。出展者のスキルアップをサポート

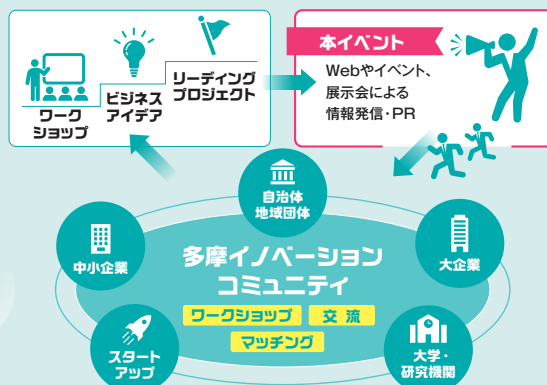
求める出展者像

「たま未来・産業フェア」は多摩地域の産業と暮らしの未来を支える「多摩イノベーションエコシステム」の一環として開催される展示会です。参加者同士の交流の中から、意外な出会いや新しい発見が最大限生まれる場になるよう、主体的に様々なプレーヤーと交流し、多様なイノベーション創出を目指す出展者を募集します。

多摩イノベーションエコシステム促進事業

多摩イノベーションエコシステム促進事業では、東京・多摩地域で、イノベーションを起こし続ける好循環（エコシステム）を作ることを目指して、中小企業や大学・研究機関、スタートアップ等の多様なプレーヤーが交流し連携を強める取組を展開しています。

「多摩イノベーションエコシステム」の詳細は右記の二次元コードよりご確認ください。



詳しくは7/28(火)、8/7(金)にオンライン開催する出展募集説明会にて説明します。

説明会の詳細は公式ホームページをご確認ください。

出展対象

下記①～③全てを満たす企業が対象となります。ご確認の上お申し込みください。

1 東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県のいずれかに事業所を有する中小企業者であること

- ・中小企業者は中小企業基本法の定義とします。中小企業者であっても、みなし大企業は出展対象に含みません。
- ・出展対象は、株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・個人で屋号を持つものです。それ以外（協同企業・一般社団法人・学校法人・宗教法人・財団法人など）の応募はできません。

2 次の3分野のいずれかに該当すること

ものづくり

- ・革新的な商品／サービス
- ・他社とは違う独自技術
- ・設計／開発／加工業務
- ・計測／制御／検査業務 等

GX・DX

- ・業務効率化／最適化／自動化
- ・省エネ／再エネ／脱炭素化
- ・ロボット／AI／IoTの活用 等

くらし

- ・ヘルスケア／医療／介護
- ・子育て／保育サポート
- ・安全／防犯／災害対策
- ・多摩の特産品／工芸品 等

3 イノベーション意欲がある企業（以下のいずれかに合致する企業）であること

- 製品・サービスの開発・改良に必要な連携先を探している
- 既存事業のリソースを生かして新分野への展開や異業種への参入を目指している
- ユーザーの声を技術・製品の開発・改良に活用したいと考えている、試作品のテストマーケティングの機会を模索している
- 多くの企業や人と交流することで新たなビジネスアイデアやヒントを得たいと考えている
- 社会・地域課題や企業課題に対するソリューション提案を行っている
- 市場で優位性（高性能・高付加価値・新規性・希少性）を持つ革新的な製品・サービスを有している

出展ブース

小間の形態により標準装備が異なります。基礎小間A又はBのいずれかでお申込みください。1出展者1ブースになります。

出展希望者

必ず、標準ブース(A又はB)を選択

標準ブースでの出展が適わないとき、1日出展ブースでの出展を希望するか、しないかを選択

希望する

標準ブースでの出展 又は1日出展ブースでの出展

- ※1:審査の結果、どちらのブースからも出展できない場合があります。
- ※2:どちらのブースから出展するかは、事務局の決定によります。決定を不服としてキャンセルできません。

希望しない

標準ブースでの出展

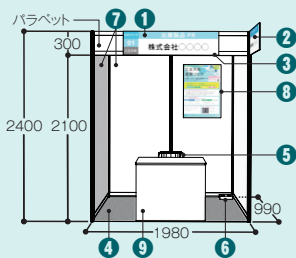
※審査の結果、出展できない場合があります。

標準ブース

会期2日間、出展いただけるブース

基礎小間A

幅2m×奥行1m



A・B 共通標準装備

- 出展者PRボード
CP+IJシート出力
(W1,200mm×H300mm)
- 突き出し社名版
CP+IJシート出力
(W420mm×H300mm)
- LEDライト
- パンチカーペット
- スタッキングチェア
- コンセント(2口1個)
- バックパネル、サイドパネル(白色パネル)

A 標準装備

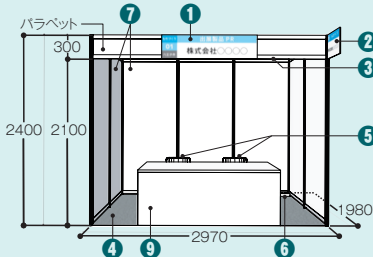
- 説明パネル(A1)
※印刷原稿は出展者で用意
- 展示台(白布付)1台
(W900mm×D450mm×H720mm)
※モニターは付属しません。

こんな方におすすめ

- 小型製商品の展示をする。
- 設営、撤去の負担を軽減したい。
- 一人で出展を行う。

基礎小間B

幅3m×奥行2m



B 標準装備

- 展示台(白布付)1台
(W1,800mm×D900mm×H720mm)

こんな方におすすめ

- 大型、複数の製商品を展示する。
- 大人数で出展を行う。

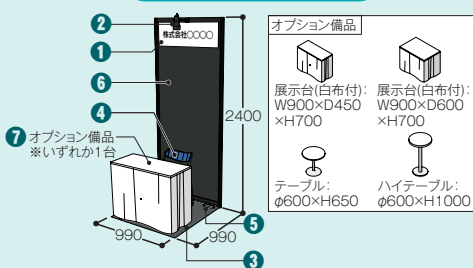
1日出展ブース

過去出展者の声にお応えてブース増!

標準ブース出展へのステップアップにつなげる1日出展のみのコンパクトブース

基礎小間C

幅1m×奥行1m



C 標準装備

- 社名版
CP+IJシート出力
(W900mm×H300mm)
- スポットライト
- パンチカーペット
- 折りたたみ椅子
- コンセント(2口1個)
- バックパネル(黒)
- 展示台1台(いずれか選択)

1日出展ブースは、申込者の希望を踏まえた上で、事務局が個別にご案内します。
※この小間の出展のみを希望することはありません。

注意事項

- 標準装備以外のオプション設備(有料)は、出展者説明会でご説明いたします。
- 標準装備以上の照明器具やコンセント等の電気供給を希望される場合は、出展決定後に申請が必要です。工事費用はご負担いただきます。
- バックパネル・サイドパネルには、釘打ち、穴あけ、画鋏止め、壁紙等の表具はできません。S字フック、チェーンやマジックテープ、弱粘性の両面テープなどをご利用ください。
- 基本設備に含まれるブース装備品破損の場合は、修理費を請求させていただきます場合があります。
- 展示会場内には、展示向けのWi-Fi(無線LAN)をご用意していません。インターネット環境が必要な場合、別途ご用意いただくか、出展決定後に有線LAN(有料)の利用申請が必要となります。

禁止事項

- 高さ2,400mmを超える装飾物・出展物(やむを得ず超える場合は事務局の事前承認が必要です。)
- 床面へのガムテープ、アンカー等による直接工作
- 裸火の使用(炎や火花を発生させる設備、ニクロム線等の露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ等)
- 水、プロパンガス、圧縮空気の使用(仕様上必要な場合は、事務局の事前承認が必要です。)
- 水素を発生する商品の展示・デモンストレーション行為
- ドローンなど飛行物を操作する行為(周囲の安全性確保を条件に許可する場合あり)
- 他の出展者や来場者等の迷惑・妨害等となる行為
- その他出展規約に記載のある事項

※ご不明な点がある場合は運営事務局までお問い合わせください。

注意事項

■ 会場レイアウト及びブース(小間)位置・形態について

- ブース位置は分野、ブース形態などを鑑み主催者側で決定します。出展者都合による変更の申し出は認められないものとします。
- 展示効果の向上のため、主催者で会場レイアウトの変更、再配置を行うことがあります。主催者側でブース位置を変更した場合においても、出展者はブース位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。
- ブース形態や出展日、ブース位置の不服を理由としたキャンセルはできません。
- 出展者は、ブースの全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

■ 出展準備について

- 標準装備以外のオプション設備や出展に係る費用は各出展者自身のご負担となります。
- 本展示会は金曜、土曜の2日間開催のため、日程毎に来場者が異なることが想定されます。来場者にとって魅力的なブースとなるよう、展示内容に工夫をお願いいたします。特に土曜日は、体験(例:操作・試用・実演等)が可能な出展物のご用意を推奨いたします。可能な限り、来場者が実際に触れたり体験したりできる内容をご検討ください。1日出展ブースで出展される出展者については、出展日に応じた展示内容をご検討ください。

■ 出展内容について

- 出展者は、申込フォームに入力した内容を展示するものとします。出展物・出展内容の変更は原則できません。
- 場内での裸火の使用や消防法令における危険物の持込、ドローンなど飛行物を操作する行為は原則禁止します。ただし、消防署の許可、安全性の確保等を条件に認めることがあります。
- **本展示会場での即売行為は認められません。**
- サンプル品として配布するものについては、事前に申請し許可を得ることが必要です。
- 事務局は、騒音、振動、臭気、実演方法、また使用する材料などにより展示会運営に支障をきたす恐れのある実演や本展示会の目的に合致しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。

■ 搬入出及び開催当日について

- 搬入出については会場周辺の交通規制、並びに会場規則等を遵守していただきます。
- 出展者は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- 会期中は自社ブースに常時1名以上の常駐者の配置をお願いします。
- 1日出展ブースに出展される事業者を除き、会期中は**金曜、土曜の両日の参加を必須**とし、特定日(例:金曜日)のみ参加は不可とします。

■ 中小企業者の定義について

中小企業者の定義

製造業その他
(以下の業種を除く)

▶ 資本金3億円以下 又は
従業員300人以下

卸売業

▶ 資本金1億円以下 又は
従業員100人以下

サービス業

▶ 資本金5000万円以下 又は
従業員100人以下

小売業

▶ 資本金5000万円以下 又は
従業員50人以下

※左記に該当する中小企業者でも、以下のいずれかに該当する場合(みなし大企業)は対象に含まれません。

1. 一つの大企業(中小企業者以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している場合
2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している場合
3. 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

※屋号を持っている個人は、中小企業者とみなします

上記注意事項の他、公式ホームページに掲載されている出展規約及び個人情報保護方針をご確認の上、お申し込みください。

スケジュール

A vertical timeline illustrating the schedule for the 2027 exhibition. It consists of nine horizontal bars, each representing a specific date or period. The bars alternate between red and teal colors. Blue arrows point downwards from the bottom of one bar to the top of the next, indicating the chronological flow. The text on the bars is in Japanese, detailing key milestones from application deadlines to the final report and exchange meeting.

9月10日(木)	出展申込締切(17:00まで)
9月30日(水)(予定)	出展決定通知
10月15日(木)	出展者説明会(詳細はページ下参照)
11月中旬	公式ホームページにて出展者情報掲載開始
2027年 1月21日(木)	搬入(出展準備) 12:00 ~ 17:00
1月22日(金)・23日(土)	展示会開催
1月23日(土)	搬出(引き上げ) 16:00 ~ 18:00
2月下旬	振り返り報告会・交流会

出展者説明会

①出展者説明会 「説明会参加」または「アーカイブ配信視聴（公式ホームページに掲載）」いずれか**必須**（全出展者）

日時 10月15日(木) 14:30 ~ 17:00

[illegible]

内 容 出展に関する詳細のご案内

- ① イベント概要説明
- ② オープンイノベーションの重要性・取組方法の共有
- ③ 展示に関する諸注意事項
[ブース・搬入出・装飾等の説明 /
什器備品・照明等のオプション紹介 /
重要事項説明 等]
- ④ 参加者交流会（名刺交換会）**現地のみ**
- ⑤ 搬入出バックヤード見学、
出展ブース実物見学他 **現地のみ**

実際の展示会場にて行います

実際の展示会場にて行います。当日の会場の雰囲気やアクセスなどを事前に確認でき、また出展者同士の交流機会にもなりますので是非現地にてご参加ください。



同日開催

②出展準備セミナー 任意参加

日時 10月15日(木) 13:30 ~ 14:20

会 場 東京たま未来メッセ 展示室

出展の事前準備から商談企業へのアフターフォローにいたるまで展示会出展における重要なポイント(事前準備・当日・アフターフォローのポイント)をご案内します。

出展者説明会、出展準備セミナーのアーカイブ配信視聴は別途ご案内します。

出展申込方法

申込期間

2026年 7月23日(木) ~ 9月10日(木) 17:00まで

お申し込みはお早めに!

締切間際はアクセスが集中し、つながりにくくなる可能性があります

申込方法

公式ホームページからお申し込みください。

<https://tama-innovation-event.jp>

こちらの二次元コードにアクセスし、
申し込みを行ってください。



たまフェア

検索

■ 申込時の注意事項

- 出展申込の際は、出展募集要項及び出展規約の記載事項を必ずご確認ください、同意の上でお申し込みください。
- 申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。出展できなかった場合の補償等はありません。
- 出展申込後の出展の取り消しは原則として認めておりません。申込者の都合により、出展取り消しとなった場合、出展規約に別途定めるキャンセル料が発生する場合があります。
- 申込フォームに一時保存機能はありません。入力途中で画面を閉じると、入力内容は失われますのでご注意ください。
- 出展申込にあたり、2026年4月以降に発行された登記簿謄本(履歴事項全部証明書)のご提出をお願いしております。

※ 申込フォーム内に入力内容をあらかじめ記載しておけるWord ファイルをご用意しておりますので、ご活用ください。

参 考

申込時の入力項目例 (下記以外にも入力いただく項目があります)

◎ 企業概要

(社名・所在地・社員数・資本金等の基本情報)

◎ 出展分野

(ものづくり/GX・DX/ 暮らし)

◎ 出展希望小間

(基礎小間A/B)

◎ 出展内容

- 企業・出展物のキャッチコピー
- 自社PR(特徴、他社優位性等)
- 自社の課題と解決に向けた取組の方向性
- 協業・連携に向けての具体的ニーズ など

出展募集説明会 オンラインにて開催

7/28(火) 14:00~14:30、8/7(金) 14:00~14:30

本展開催の目的や出展メリットやイノベーション
創出のポイントについて説明します

詳細は公式ホームページを
ご確認ください ▶



お問い合わせ先

「たま未来・産業フェア」運営事務局

〒150-0044

東京都渋谷区円山町5-4 道玄坂ビル6階

【TEL】 03-6416-1144

【受付時間】 10:00~17:00(土・日・祝日を除く) 【E-mail】 contact@tama-innovation-event.jp

主 催

多摩イノベーションエコシステム実行委員会

東京都、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、(一社)首都圏産業活性化協会、
(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター

TAMA
INNOVATION
ECOSYSTEM

第 4 回たま未来・産業フェア出展規約

多摩イノベーションエコシステム実行委員会

1. 基本条件

- (1) 出展者は、申込フォームに入力した内容を展示するものとします。出展物・出展内容の変更は原則できません。
- (2) 主催者は、出展決定後に出展内容が本展示会の趣旨に合致しないと判断した場合には、出展者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、申込フォーム記載内容のうち、企業の概要（掲載を希望しない情報、及び非掲載としてあらかじめ指定された情報を除く）、出展する製品、技術等に関する内容、ニーズの活用などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に掲載することに同意するものとします。
- (4) 出展者は、事務局が求める各種書類(搬入搬出の申請書類等)を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。
- (5) 出展者は出展者説明会への参加、若しくは Web サイトに掲載する出展者説明会のアーカイブ配信を必ず視聴するものとします。
- (6) 出展者は、事務局が会期中及び会期後に実施する各種アンケートを必ず提出するものとします。

2. 契約の成立

- (1) 事務局が出展申込を受け付け、事務局による出展審査（申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。その結果、出展ができない場合もあります）を経て、出展決定通知（電子メール又は郵送による通知）をした時点で出展契約の成立とします。
- (2) 出展料は、無料です。
- (3) 基本出展にて事務局が提供するもの
以下のものが含まれます。
 - ① 出展募集要項に提示している基本ブース、及び標準装備として明示している什器・社名板等
 - ② 会場使用費用（照明・空調費含む）、出展者証
 - ③ 共用部分使用料
 - ④ 広報宣伝費（来場案内チラシ等）
 - ⑤ 来場者サービスに関わる費用（会場案内看板等）
 - ⑥ 事務局企画運営・安全管理・会場警備費用
- (4) オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金（事務局に申込※会場仕様により必ずしも手配できるとは限りません）、又は自社手配として、別途ご負担していただきます。

- ① 基本プラン以外の電気工事費及び電力使用料
- ② 臨時電話・インターネットなどの通信回線の架設費と通信料金
- ③ アース・アンテナ等の工事費と使用料
- ④ 出展者自身で行うブース装飾費
- ⑤ 自社ブース内の搬出入費及び運営費
- ⑥ 独自の HP 制作など広報・宣伝費、自社で制作する動画などのコンテンツ制作費
- ⑦ 自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- ⑧ 会場設備・備品及び他社展示物破損、紛失弁償費
- ⑨ 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分費用
- ⑩ 実演等に係る給排水等設備費、工事費及び使用料
- ⑪ その他通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

※出展者は指定された期日までにオプション料全額を指定口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。

なお振込手数料は、出展者が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却いたしません。

3. 出展契約成立後のキャンセル・変更・取消

- (1) 出展契約成立後の出展のキャンセル・変更は原則として認めないこととします。
- (2) やむを得ない出展者の都合により、出展のキャンセル・変更がある場合には、出展者はその旨を事務局宛に速やかにメール及び電話により通知し、承認を受ける必要があります。また、承認を受けないまま出展物・出展内容の変更を行った場合、会期前・会期中にかかわらず出展を取り消す場合があります。（上記理由による取消があった場合の当該出展者に生じた損害について主催者並びに事務局は一切補償いたしません）。なお、上記出展者の都合による出展キャンセルの場合は準備に係る実費相当額（キャンセル料）を申し受けますのであらかじめご了承ください。

4. ブース形態及びブース（小間）位置の決定

- (1) ブース形態及び1日出展ブースの場合の出展日は、事務局が出展決定通知に記載した内容から原則変更することができません。
- (2) ブース位置は分野、ブース形態等を鑑み決定します。出展者都合による変更の申出は認められないものとします。
- (3) 展示効果の向上のため、主催者で会場レイアウトの変更、再配置を行うことがあります。

- (4) (3) によりブース位置を変更した場合においても、出展者はブース位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。
- (5) ブース形態や出展日、ブース位置の不服を理由としたキャンセルはできません。

5. ブースの転貸等の禁止

出展者は、ブースの全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6. 即売行為及びサンプル等の配布について

- (1) 本展示会場での即売行為は認められません。
- (2) サンプル品として配布するものについては、事前に申請し許可を得ることが必要です。
- (3) 有償・無償により提供・配布された製品等につき損害等が発生した場合、主催者並びに事務局は一切の責任を負いません。

7. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知される時間内に展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、ブース内の展物の設置を出展日の午前 9 時 30 分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が (2) の時刻までに自社のブースを占有しない場合は、出展を放棄したものとみなし当該ブースを事務局が使用できるものとします。
- (4) 出展を放棄した出展者に対しては、準備に係る実費相当額（キャンセル料）を申し受けます。
- (5) 出展者は会期中に出展物等を搬出、移動及び搬入する場合、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者はブース内の展物、装飾品等を後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、事務局が撤去し、後日出展者に撤去費用を請求します。

8. 展示場の使用

- (1) 会場内での裸火の使用や消防法令における危険物の持込、ドローンなど飛行物を操作する行為は原則禁止します。ただし、危険物の持込については、管轄の消防署が出展物の実演のためにやむを得ないと認めたものについては、禁止行為の解除申請を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。また、周囲の安全性を確保することを条件にドローンなど飛行物を操作する行為を許可する場合がありますので、事前に事務局にご相談ください。
- (2) 実演又は他の営業・宣伝活動は、すべて自社ブース内で行うものとします。

- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のため他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (4) 出展者は、隣接する出展者の営業活動の妨げとなるようなブース装飾を行うことはできません。
- (5) 事務局は、出展者の実演や営業・宣伝活動が展示会運営上不適切と判断した場合、当該出展者に改善を求めることができるものとします。当該出展者は、その求めに応じるものとします。
- (6) 事務局は、騒音、振動、臭気、実演方法、又は使用する材料などにより展示会運営に支障をきたす恐れのある実演や本展示会の目的に合致しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 事務局は、展示会の円滑な運営に支障をきたす恐れのある言動、印刷物、動画等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (8) 主催者及び事務局は、(6) 及び (7) による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (9) 出展者は、会期中自社ブースに1人以上来場者対応する者を常駐させるものとします。出展者都合により、金曜日のみ又は土曜日のみ常駐し来場者対応を行った場合は、キャンセルとみなし準備に係る実費相当額（キャンセル料）を申し受けますのであらかじめご了承ください。

9. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について事務局を通して警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行っていただくものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。

10. 損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

11. 展示会の中止

- (1) 主催者は、天災、感染症の大規模流行、政府・行政及び公的団体等による規制又は要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適當となった場合、その他不可抗力等の原因により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1) により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

12. 展示品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社ブース内の警備までは行いません。展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。特にブース内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他社のブース、事務局の運営設備又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本展示会の全て又は一部を中止・変更することができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

15. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続き等）については、出展者の責任において対応するものとします。

展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。主催者は、ガイドブック、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償いたしません。

16. 反社会的勢力の排除

- (1) 出展者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、又は過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

なお当該反社会的勢力には無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規制対象となるものを含みます。主催者は、出展者が反社会的勢力と判明した場合、何ら催告を要しないで、出展を取り消します。

- (2) 主催者は、前項の規定により出展を取り消した場合、これによって生じた主催者の損害を当該出展者に請求することができます。

- (3) 主催者は、(1) の規定により出展を取り消した場合、これによって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

17. 規約の遵守

出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。

<個人情報保護方針>

多摩イノベーションエコシステム実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1. 個人情報の保護に関する法令等の遵守

たま未来・産業フェアの実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2. 多摩イノベーションエコシステム実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後のたま未来・産業フェアに係わる案内や、たま未来・産業フェア主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3. 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4. その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は遅滞なく対応します。また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局

(東京都産業労働局商工部調整課内)

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 TEL:03-5320-5982 (直通)

出展など運営全般に関することは、下記までお問い合わせください。

「たま未来・産業フェア」運営事務局

〒150-0044 東京都渋谷区円山町 5-4 道玄坂ビル 6 階

TEL : 03-6416-1144

Mail : contact@tama-innovation-event.jp